

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業

補助金申請の手引き

【令和 8 年 6 月】

袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課

目次

1.	制度の概要	・・・ P. 2
2.	補助対象工事	・・・ P. 2
3.	補助対象建築物	・・・ P. 4
4.	補助対象者	・・・ P. 4
5.	補助額	・・・ P. 4
6.	申請から補助金振込までの流れ	・・・ P. 5
7.	資格者	・・・ P. 5
8.	工事業者	・・・ P. 5
9.	補助を受ける際の注意事項	・・・ P. 6
10.	補助対象外の例	・・・ P. 6
11.	瓦屋根耐風改修促進事業に関する Q & A	・・・ P. 7
12.	申請書等記載例	・・・ P. 8

1. 制度の概要

令和元年房総半島台風を受け、建築基準法の告示が改正され、令和4年1月1日から新築等における瓦屋根の緊結方法が強化されました。

本市においては、地震や強風による住宅屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、令和8年6月8日から市内全域を対象区域とした既存住宅の瓦屋根の耐風改修工事にかかる補助を実施します。

※毎年度、予算に達した時点で受付終了となります。

2. 補助対象工事

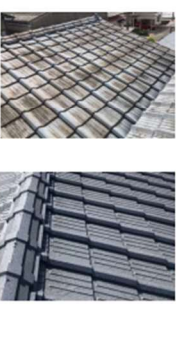
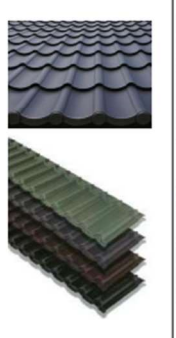
告示基準※¹に適合しない既存の瓦屋根※²を次のいずれかに**全面改修**する工事とします。

① 告示基準に適合する瓦屋根（**防災瓦**）…隣接する瓦同士をフック等で組み合わせ、一体的にできる瓦をいいます。

② スレート屋根又は金属屋根等

※1 令和2年国土交通省告示1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号（令和3年12月31日以前に建築された市内に存する建築物）

※2 粘土瓦又はセメント瓦

強風対策（緊結強化）が求められる瓦				
瓦屋根		スレート屋根	金属屋根	
粘土瓦	セメント瓦	スレート	金属瓦	金属板
				
				トタン 亜鉛合金めっき鋼板

※出典：国土交通省HP (<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001387862.pdf>)

告示基準の概要

瓦屋根は、以下の緊結方法又はこれと同等以上に耐力を有する方法でふくこと。ただし、平成12年建設省告示第1458号に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合はこの限りでない。

緊結箇所	全ての瓦
緊結方法(※2)	軒、けらば 3本のくぎ等(くぎ*又はねじ)で緊結 むね ねじで緊結 平部 くぎ等で緊結(詳細は下表参照)
耐久性	屋根ふき材・緊結金物にさび止め・防腐措置をすること

<平部の瓦の緊結方法>

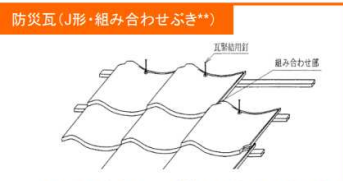
*容易に抜け出ないように加工したものに限る。

瓦の種類	基準風速 V_0 ※ ¹	30m/s	32~36m/s	38~46m/s
F形			くぎ等2本で緊結	使用不可
J形、S形			くぎ等1本で緊結	
防災瓦 (J形、S形、F形)				

枚瓦の種類

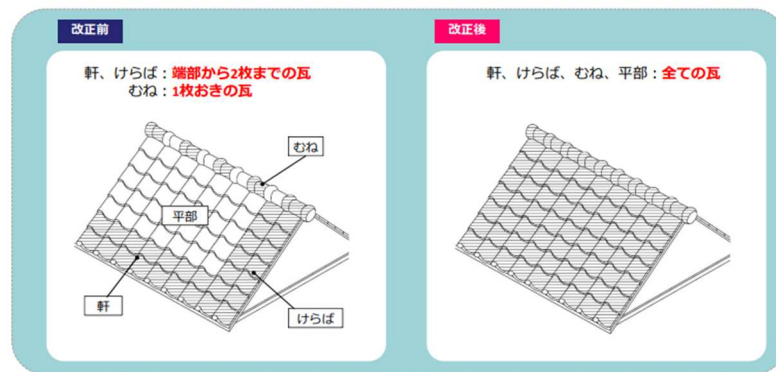
防災瓦(J形・組み合わせぶき*)

**フックその他これに類する部分によって構造耐力力上有効に組み合わせる方法

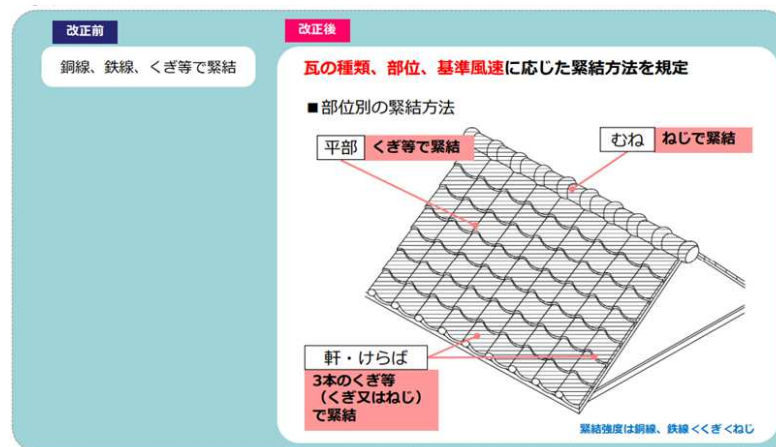


※出典：国土交通省HP (<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/S46-109.pdf>)

① 緊結箇所



② 緊結方法



※出典：国土交通省HP (<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001387862.pdf>)

ポイント

1. 既存のスレート屋根や金属屋根は、補助対象となりません。
2. 本市は平成12年建設省告示第1454号で定められている基準風速が38 m/s であるため、瓦屋根に改修する場合、**防災瓦**とする必要があります。
3. 部分的な改修の場合、補助対象とはなりません。

3. 補助対象建築物

次の全てに該当する建築物とします。

- ① 令和3年12月31日以前に建築された市内に存する建築物
- ② 固定資産税の評価を受けている建築物
- ③ 自己の居住の用に供する建築物で、一戸建て又は併用住宅^{※1}であること
- ④ 都市計画法又は建築基準法に違反していないもの
- ⑤ 資格者^{※2}による調査の結果、告示基準に適合していない瓦屋根を有する建築物

※1 居住の用に供する部分の床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上のもの

※2 瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技士、かわらぶき技能士、一級建築士、二級建築士、又は木造建築士のいずれかの資格を有する者

4. 補助対象者

補助対象建築物を所有し、自らが居住している者とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は補助対象者としません。

- ・市税を滞納している場合（補助を受けようとする方及び所有者全員の完納が必要）
- ・所有者全員から補助金の交付を受けて改修工事することの同意が得られない場合
- ・補助対象工事に対し、国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けている場合
- ・建築物の販売を目的としている場合
- ・自己が所有している建築物の瓦屋根を自ら工事する場合
- ・暴力団員及び暴力団密接関係者が関与する場合
- ・その他市長が不適当と認める場合

ポイント

所有者が複数いる場合、代表の方（耐風改修工事のご契約者）に申請していただくことになります。この場合、全ての所有者から同意を得ることが必要となります。

※補助を受ける方及び所有者全員の市税の完納が必要になります。

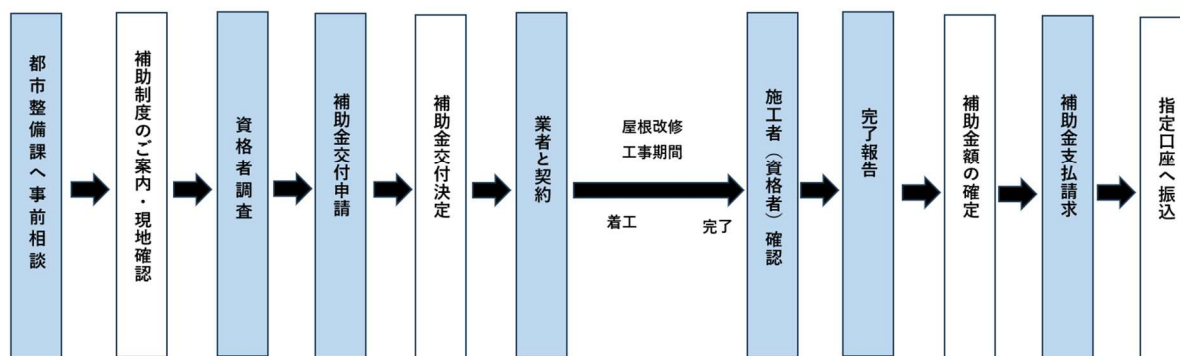
5. 補助額

屋根面積（㎡）に24,000円を乗じた額又は改修に要した経費のいずれか低い額に23パーセントを乗じた額。ただし、552,000円を限度とする。

（補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

6. 申請から補助金振込までの流れ

申請手続き (申請者 市)



ポイント

1. まずは、都市整備課へお電話ください。(0438-62-3645)
2. 業者との契約は、市に交付申請を行い、交付決定を受けた後に行ってください。
交付決定前に契約・工事を行った場合、補助を受けることができません。
3. 交付申請前に資格者による調査を行い、基準に適合していないことを確認してください。
4. 瓦屋根に改修する場合、改修後に資格者が告示基準に適合したことを確認してください。
5. 補助金交付申請後、申請内容に変更が生じた場合や工事を中止する場合には、計画の変更等に係る手続きが必要となります。

7. 資格者

〔 瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技士、かわらぶき技能士、一級建築士、二級建築士、
又は木造建築士のいずれかの資格を有する者 〕

- ・ 改修前に資格者による調査が必要となります。工事業者に在籍する資格者が調査を行っても構いません。
- ・ 瓦屋根に改修する場合、改修後も資格者による調査が必要となります。

8. 工事業者

- ・ 契約額が 500 万円以上の工事の場合、建設業法により、屋根工事または建築一式工事の建設業許可を受けた業者とする必要があります。

9. 補助を受ける際の注意事項

- ・都市計画法、建築基準法、その他関係法令に違反している場合は、補助対象外となります。
- ・建築物の構造や規模、用途などによっては、建築確認申請（大規模の修繕・模様替）が必要となる場合があります。
- ・補助金を受領した日から起算して5年間、撤去を行うことはできません。
- ・完了報告は完了日から起算して30日以内、または交付決定を受けた日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに行ってください。
- ・他の所有者、利害関係者及び第三者等との間にトラブル等が生じた場合、自己の責任において解決をしてください。
- ・毎年度、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

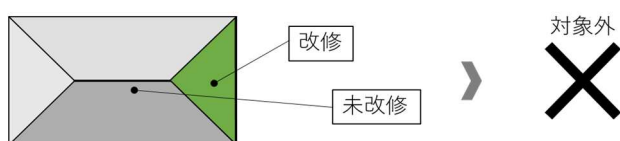
10. 補助対象外の例

告示基準に適合していない既存の瓦屋根については、「全面改修」が必要となります。

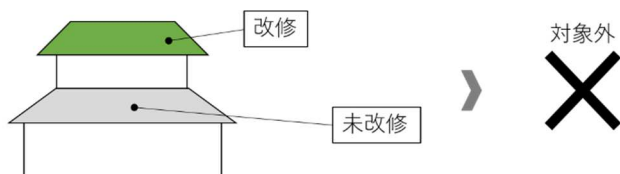
「全面改修」とは、一棟の建築物における全ての瓦屋根を改修することをいいます。

次の事例は「全面改修」に該当しないため、補助対象となりません。

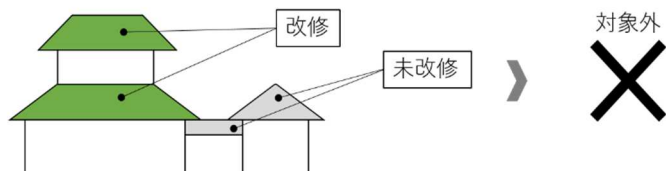
(1) 屋根の一部のみを改修する場合



(2) 2以上ある屋根のうち、1つのみ改修する場合



(3) 母屋と離れが一つながりとなっており、母屋のみを改修する場合



※一つながりとなっていない、別棟であれば補助対象となります。

1 1. 瓦屋根耐風改修促進事業に関する Q & A

Q 1 : 交付決定前に改修工事の契約や着工をしている場合、補助金を受けることはできますか。

A 1 : 補助金を受けることはできません。補助金を受けるには、必ず交付決定後に契約、着工してください。

Q 2 : 令和元年房総半島台風で「災害救助法に基づく住宅の応急修理」または「被災住宅修繕緊急支援事業」により、補助を受けて修理した瓦屋根を改修する場合、本補助金を受けることはできますか。

A 2 : 告示基準に適合していない場合、本補助金を受けることが可能です。
なお、本補助金を受ける場合、全面改修が必要となります。

Q 3 : 耐震改修、太陽光発電設置など、他の補助を受けて行う工事とあわせて瓦屋根の改修工事を行う場合も、本補助金を受けることはできますか。

A 3 : 可能です。契約を分け、見積書でそれぞれの工事の内訳がわかるようにしてください。

Q 4 : 防災瓦とはどのようなものですか。

A 4 : 隣接する瓦同士をフック等で組み合わせ、一体的にできる瓦をいいます。

Q 5 : 「スレート屋根又は金属屋根等」として補助金を受けることができる屋根には具体的にどのようなものがありますか。

A 5 : 告示基準に適合したメーカー計算書がある商品であれば、補助金を受けることができます。

Q 6 : 屋根工事や調査を行う業者はどのように探せばよいですか。

A 6 : 一般社団法人全日本瓦工事業連盟のホームページで業者と資格者の情報が確認できます。
<https://www.yane.or.jp/kenbetu/chiba.shtml>

1 2 .申請書等記載例

<作成にあたっての注意事項>

- ・申請書は、必ず黒ボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ・記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(修正液、修正テープ等は使用しないでください。)
- ・必要な申請書類が、すべて揃っていない場合には、申請の受付ができないことがあります。

※申請書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（所在地） 袖ヶ浦市坂戸市場〇-〇
（フリガナ） ソデガウラ タロウ
氏 名 袖ヶ浦 太郎
電 話 0438-〇〇-〇〇〇〇

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付申請書

代理者がいる場合には、委任状
（任意書式）が必要です。

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業について補助金の交付を受けたいので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修
事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

全て揃える必要があります。

1 所在地 袖ヶ浦市 坂戸市場〇-〇

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 瓦屋根現況調査報告書（様式第3号）
- (3) 現況写真 …現地調査の写真（建物の全景、調査状況がわかるもの（防災瓦かどうか、緊結方法等））
- (4) 案内図 …工事場所（建築物の場所）及び周囲の概況がわかるもの
- (5) 改修の内容及び屋根面積が分かる図面等 …屋根面積・勾配がわかる図面（各屋根の面積、寸法、計
算式等の屋根面積の算定根拠を示してください）、屋根材のカタログ（メーカーによる計算書等を含む）
- (6) 改修に要する経費が分かる見積書の写し ※まだ工事の契約は結ばないでください。
- (7) 所有者であることを証する書類…評価額証明書（共有の場合各人毎）または登記事項証明書
- (8) 補助対象建築物の建築確認済証の写し又はそれに代わるもの
…紛失等により建築確認済証がない場合は、建築計画概要書を添付してください。
建築計画概要書の取得については、君津土木事務所建築宅地課にご確認ください。
君津土木事務所建築宅地課：木更津市貝渕3-13-34君津合同庁舎2階 TEL 0438-25-5137
- (9) 補助対象建築物が固定資産税の評価を受けていることを証する書類
…評価額証明書（(7)と兼用可能）
- (10) 補助対象者自身が補助対象建築物に居住中であることを証する書類…住民票
- (11) 所有者全員の市税の完納を証する書類…完納証明書（共有の場合各人毎）
- (12) 誓約書（様式第4号）
- (13) 同意書（様式第5号）（交付申請を行う補助対象者以外の所有者がいる場合）
- (14) 委任状（代理人に委任する場合）
- (15) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1. 建築物の概要

所在地	袖ヶ浦市 坂戸市場〇-〇
建築年	昭和〇〇年
建築物の構造	木造
階数	2階
用途	戸建住宅

どちらかに〇印をして下さい。

2. 事業の概要

事業の形態	1 告示基準に適合する瓦屋根への全面改修 2 スレート・金属屋根等への全面改修	屋根面積は小数点以下第2位までご記載ください。（第3位以下切捨て）
屋根面積	〇〇〇. 〇〇 m ² ※図面、見積書との照合を確認	
着手及び完了 予定年月日	着手： 令和 〇年 〇月 〇日 完了： 令和 〇年 〇月 〇日	着手日は交付決定後、完了日は1/31以前
補助対象事業費	〇〇〇〇 円 ※見積の税込み工事費	

3. 施工業者

施工者	名称：〇〇〇〇会社 坂戸 花子 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 所在地：袖ヶ浦市〇〇 〇-〇 建設業許可：(千葉県) □大臣 □知事 (般 -〇〇) 第〇〇〇号 業種 (屋根工事業)	500万円以上の工事の場合、建設業法により、建設業の許可を受けた業者としてください。
-----	---	--

瓦屋根現況調査報告書

年 月 日

調査者 所在地 袖ヶ浦市〇〇〇 〇-〇

(フリガナ) チバ ケンタ

氏名 千葉 健太

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

資格：☒建築士 ☐瓦屋根診断技士

☐瓦屋根工事技士 ☐かわらぶき技能士

登録番号（ 〇〇〇 ）

この書類は既存の瓦屋根が現在の基準に適合していない
ことを、資格者が確認し、報告するものです。
下記の資格を有する資格者が作成してください。

資格者証のコピーが必要となります。

当該建築物の屋根を調査した結果、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定への適合については下記のとおりでしたので報告します。

記

1 建築物の概要

(1) 申請者 袖ヶ浦 太郎

(2) 所在地 袖ヶ浦市 坂戸市場〇-〇

2 調査結果

※以下の項目のいずれかが不適合の場合、告示基準を満たさない判定となります。

ア 防災瓦（隣接する瓦をフック等で有効に組み合わせたもの）である。

☐適合 ☒不適合 ※防災瓦でないことがわかる写真が必要です

イ アで防災瓦に適合とした場合

A 棟部の全ての瓦がねじで緊結してある。

☐適合 ☐不適合

B 軒・けらば部分の全ての瓦が3本のくぎ又はねじで緊結してある。

☐適合 ☐不適合

C 平部の全ての瓦がくぎ又はねじで緊結してある。

☐適合 ☐不適合

「イ」は既存の瓦屋根が防災瓦である場合に
記入してください。

注意事項

- (1) 調査者は要綱第2条第2号に規定する資格者であること。
- (2) 資格を証する書類を添付してください。
- (3) 本人が手書きしない場合は押印してください。

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（所在地） 袖ヶ浦市坂戸市場〇-〇
（フリガナ） ソデガウラ タロウ
氏 名 袖ヶ浦 太郎
電 話 0438-〇〇-〇〇〇〇

※本人が手書きしない場合は、押印してください。

誓 約 書

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業について補助金の交付申請にあたり、私は、次に掲げる事項について誓約します。

- 1 「袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱」第4条第1号から第7号までのいずれにも該当しません。
- 2 補助金を受領した日から起算して5年を経過する日まで、屋根の撤去は行いません。やむを得ず、撤去する場合は、事前に市に報告し、承認を求めます。
- 3 建築基準法その他各種法令を遵守します。

上記のいずれかに該当した場合、
補助金の返金を求めることがあります。

年 月 日

同 意 書

※所有者が複数名いる場合に必要となります。
（申請者の方以外の全員からの同意書が必要です。）

袖ヶ浦市 坂戸市場〇-〇 の補助対象建築物について、袖ヶ浦 太郎
が袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金を利用し、屋根改修工事を行うことを、所有者として同意
します。

住 所 袖ヶ浦市坂戸市場〇-〇

氏 名 袖ヶ浦 次郎

※本人が手書きしない場合は、押印してください。

様式第 6 号（第 8 条関係）

市作成書類

提出された書類を基に審査し、『補助要件に該当する』と判断された場合、市よりこちらの決定通知書を送付いたします。
この決定通知書が届いてから施工者と契約してください。

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業について、下記のとおり補助金の交付を決定したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 袖ヶ浦市
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 その他

注意事項

- (1) 申請内容に虚偽があり、又は対象建築物や敷地に重大な違反があった場合には、交付決定を取り消す場合もあります。
- (2) 工事内容を変更する場合、工事予定期間内に工事が終了する見込みがない場合等、申請内容に変更が生じる場合は事前に必ず市に報告し、担当者の指示に従ってください。変更内容等によっては補助を受けられなくなる可能性があります。
- (3) 耐風改修工事を取りやめた場合には、速やかに市に報告し、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金変更・中止申請書を市に提出してください。
- (4) 耐風改修工事が完了した際は、所定の書類を添えて、速やかに袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業完了報告書を提出してください。
- (5) 転売を目的とした耐風改修工事は補助の対象とはなりません。継続して自ら居住するために行う耐風改修が補助の対象となります。

様式第7号（第8条関係）

市作成書類

提出された書類を基に審査し、『補助要件に該当しない』と判断された場合、市よりこちらの通知書を送付いたします。

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業については、下記の理由により補助金交付の申請を却下したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 所在地 袖ヶ浦市

2 補助対象にできない理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として(訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 8 号（第 9 条関係）

事業費や改修方法等、申請した内容に変更があった場合、事業計画書（第 2 号様式）を添えて**変更工事前に提出**してください。

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（所在地） 袖ヶ浦市坂戸市場〇-〇
(フリガナ) ソデガウラ タロウ
氏 名 袖ヶ浦 太郎
電 話 0438-〇〇-〇〇〇〇

決定通知書の日付・番号を記載
してください。

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金変更・中止申請書

令和〇年 〇月〇〇日付け 第〇〇-〇〇号で補助金の交付の決定を受けた袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業の変更・中止について、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

記入してください。

所在地	袖ヶ浦市 坂戸市場〇-〇
変更または中止の理由	
変更の内容 (変更の場合)	(変更前) (変更後)
変更または中止年月日	年 月 日
添付書類	※交付申請時の添付書類に変更がある場合は変更した書類を添付してください。

様式第9号（第9条関係）

市作成書類

提出された書類を基に審査し、承認された場合、市よりこちらの通知書を送付いたします。

この承認通知書が届いてから施工者と変更契約してください。

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業の変更・中止について、下記のとおり変更・中止を承認したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|----------|------|
| 1 | 所在地 | 袖ヶ浦市 |
| 2 | 承認内容 | |
| 3 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 4 | その他 | |

市作成書類

提出された書類を基に審査し、変更が認められないと判断された場合、市よりこちらの通知書を送付いたします。

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金変更却下通知書

年 月 日付けで申請のあった袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業の変更について、下記の理由により変更申請を却下したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 所在地 袖ヶ浦市

2 却下の理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として(訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 11 号（第 10 条関係）

工事完了の日から起算して **30 日以内** に提出してください。
※交付決定を受けた日の属する年度の 1 月 31 日の方が早い
場合は 1 月 31 日までに提出してください。

年 月 日

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業完了報告書

袖ヶ浦市長 様

決定通知書または、変更決定通知書の
日付・番号を記載してください。

申請者 住 所 袖ヶ浦市坂戸市場〇-〇
(フリガナ) ソデガウラ タロウ
氏 名 袖ヶ浦 太郎
電 話 0438-〇〇-〇〇〇〇

令和〇年 〇月〇〇日付け 第〇〇-〇〇号で補助金の（**交付決定**・変更承認）を受けた
袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業が完了しましたので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要
綱第 10 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------|----------------|
| 1 所在地 | 袖ヶ浦市 坂戸市場〇-〇 |
| 2 事業の完了年月日 | 令和 〇 年 〇 月 〇 日 |
| 3 補助金交付決定額 | 〇〇〇〇〇〇 円 |

【添付書類】

- (1) 屋根工事完了確認書（様式第 12 号）
- (2) 施工写真※
- (3) 補助事業に係る契約書
- (4) 補助事業に要した経費の領収証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

施工写真※

屋根が全て改修されていることがわかるように撮影
してください。

- ・改修前・改修後の全景写真（4 周）
- ・改修前の瓦の近影写真（既存が防災瓦でないことが
わかる写真）
- ・新たに使う材料の写真（瓦に改修する場合、防災瓦で
あることがわかる写真）
- ・改修前、改修中、改修後の写真

【瓦に改修する場合】

棟、軒、けらば等が告示基準に適合したことがわ
かる写真

（平場：防災瓦・釘等、棟：ねじ、軒・けらば：
3 本の釘等）

※釘の本数がわかるアップ写真

【瓦以外に改修する場合】

メーカーの施工要領等のとおり施工したことが
わかる写真

屋根工事完了確認書

工事完了報告書の報告日よりも
前の日付が入ります。

年 月 日

- 1 下記建築物の屋根工事について、施工要領書等に基づき適切な施工したことを報告します。

1 は改修方法に関わらず、
施工者が記入。

施工者 所在地 袖ヶ浦市〇〇 〇-〇
(フリガナ) 〇〇〇〇カイシャ サトハコ
名 称 〇〇〇〇会社 坂戸 花子
電 話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

- 2 下記建築物の屋根工事について、改修後の瓦屋根は告示基準へ適合していることを確認したので報告します。

2 は瓦に改修する場合のみ、
右記の資格者が記入。

調査者 所在地 袖ヶ浦市〇〇 〇-〇
(フリガナ) チバ ケンタ
氏 名 千葉 健太
電 話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
資格: ☒ 建築士 ☐ 瓦屋根診断技士
☐ 瓦屋根工事技士 ☐ かわらぶき技能士
登録番号 (〇〇〇)

記

建築物の概要

申請者 袖ヶ浦 太郎
所在地 袖ヶ浦市 坂戸市場〇-〇

注意事項

- (1) 調査者は要綱第 2 条第 2 号に規定する資格者とする。
- (2) 瓦屋根以外への改修の場合は、1 の施工者による確認とする。
- (3) 改修後も瓦屋根の場合は調査者の資格を証する書類を添付してください。
- (4) 本人が手書きしない場合は、押印してください。

様式第 13 号（第 11 条関係）

市作成書類

提出された完了報告書と現地を確認し、『適正』と判断された場合、市よりこちらの確定通知書を送付いたします。

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業について、下記のとおり補助金額が確定したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

補助金確定額

円

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所(所在地) 袖ヶ浦市坂戸市場〇-〇

(フリガナ)

ソデガウラ タロウ

氏 名

袖ヶ浦 太郎

電 話

0438-〇〇-〇〇〇〇

第13号様式 補助金確定通知書の日付・番号です。
完了報告書と併せて提出する場合には空欄で持参してください。

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付請求書

令和〇年 〇月〇〇日付け 第 〇〇-〇〇号で確定通知のあった補助金の交付について、
袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名 銀行 支店

口座の種類 普 通 ・ 当 座

口座番号

フリガナ

口座名義人 (※申請者のものに限る。)

振込先はと申請者と同一名義の口座となります。
請求書提出から入金に1~2ヶ月程度お時間がかかります。

様式第 15 号（第 13 条関係）

市作成書類

交付決定取消となる場合、市よりこちらの通知書を送付いたします。

※着手予定日から 1 月を経過しても補助事業に着手しないとき、事業の中止を申請したとき、虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき等

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業については、下記の理由により交付決定を取り消したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 所在地 袖ヶ浦市
- 2 補助金の交付決定を取り消した内容
- 3 補助金の交付決定を取り消した理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

